

平成17年 9月

## 相続時精算課税制度について

稲垣 創平

相続時精算課税制度の特徴の1つとして適用対象者の要件というものがあります。

具体的には、

### 【贈与者】

贈与をした年の1月1日において65歳以上の親であること

### 【受贈者】

贈与者の推定相続人である直系卑属のうち、贈与をした年の1月1日において20歳以上であること

つまり、精算贈与は暦年贈与のように誰でも彼でも適用できるわけではありません。年齢それから身分という2つの要件を充たさなければ適用できないのです。

そこで今回のひとくちメモ！取り上げたいのは「贈与をした年の1月1日」についての意味です。この要件が意味するのは、贈与者・受贈者ともに贈与をした年の1月1日時点でそれぞれ65歳以上・20歳以上になっていなければいけない事を意味しています。

分かりやすく幾つか例を挙げると

#### 具体例1

平成17年8月に父（昭和10年7月20日生）から子（昭和35年10月15日生）へ現金3千万円の贈与がありました。この贈与に関し精算贈与が適用できるか否か？

適用できます。

平成17年1月1日時点で父は69歳、子は44歳ですので要件は充たしています。

#### 具体例2

平成17年8月に父（昭和15年1月20日生）から子（昭和35年10月15日生）へ現金3千万円の贈与がありました。この贈与に関し精算贈与が適用できるか否か？

適用できません。

平成17年1月1日時点で父は64歳、子は44歳ですので精算贈与は適用できないこととなります。

ここまではお分かりですよ？では、今回の本題です！次の具体例はどうでしょう？

#### 具体例3

平成17年8月に父（昭和15年1月2日生）から子（昭和35年10月15日生）へ現金3千万円の贈与がありました。この贈与に関し精算贈与が適用できるか否か？

適用できます。

表題にもありますが、実は「贈与をした年の1月1日」には「1月2日生の者」も含まれます。これは、民法第143条第2項の前日満了の考え方によるものです。年齢計算に関する法律は、ある者の誕生日の前日の午後12時をもって加算されます。よって今回は精算贈与が適用できるという訳です。

1月2日生の方が相談しに来た場合には注意しましょう！